

# 令和6年度女性活躍応援塾事業 募集要領

## 1 趣旨・目的

地域で主導的な役割を担うことができる女性の育成、地域活動への女性の新たな参画、女性の活躍に資する知識の習得を目指し、女性活躍応援塾事業を実施します。

地域で実際に活動をしながら、必要な知識の習得や新たな仲間づくりを行う取組（以下、「応援塾」という。）を、個人又は団体から募集し、選定の上、京都府の委託事業として推進します。

## 2 女性活躍応援塾について

女性活躍応援塾は、以下の3つの事業から構成されます。（別紙1参照）

### ① 全体塾（交流・学習の場）

女性活躍応援塾の参加者や先駆的活動実践者等のネットワーク構築のための交流、組織運営や事業実施に必要な事柄を学習する全体塾に参加。さらに、地域塾で実践した事業の成果発表（令和7年3月予定）を行い、学びや気づきを共有する。（年3回程度（1回120分程度）、対面又はオンライン）

### ② 地域塾（実践の場）

地域における女性の活躍の推進を図る事業を行う個人又は団体が、新規事業または既存事業の発展計画を実行していく上で必要な知識やノウハウを習得しながら実際に活動を行う地域塾を企画し開催。活動を広げるため、新規参加者（5人以上）の参画を図りながら、ともに必要な知識を学び活動を展開する。

### ③ 情報発信（広報の場）

全体塾・地域塾での活動を発信し、応援塾の発展及び女性活躍の気運醸成につなげるため、コミュニティFM放送局（京都府の番組内）において広報活動を行う。

## 3 募集する取組の運営

### （1）地域塾

新規事業または既存事業の発展計画を企画し、最終目標を設定した上で、そのために必要な知識・ノウハウを習得し、実践する場として、令和6年度に実施する地域塾の内容を募集します。

地域塾の内容については、以下の条件をすべて満たす必要があります。

ア 地域課題の解決に関する事業であること

イ 契約締結後から令和7年3月の間に計4回以上開催すること

ウ 新たに事業参加する女性が5人以上であること

### （2）事業実施期間

契約日（令和6年7月上旬（予定））～令和7年3月31日）

なお、令和7年3月31日までに事業経費の支払いまで完了している必要があります。

- (3) 事業費及び対象経費
  - ア 事業費：1件当たりの事業費の上限額 20万円（税込）
  - イ 対象経費：別紙2のとおり
- (4) 事業対象エリア  
京都府内
- (5) 予定採択件数  
8件程度

#### 4 募集のポイント

- (1) 新規性のある事業であること  
新規事業または既に着手している事業を発展させた事業でなければならない
- (2) 新規参加者が見込まれる事業であること  
地域活動への女性の新たな参画を促すため、ともに学び、実践する5人以上の女性新規参加者を確保しなければならない
- (3) 次年度以降も活動を継続することが見込まれる事業であること  
地域活動を通じた女性活躍の推進や地域活性化を促すため、次年度以降も活動を継続することが見込まれる事業であること

#### 5 応募対象者

- (1) 地域における女性の活躍の推進を図る事業を行う個人又は団体※  
(個人又は団体の代表者において、性別は問わない。)  
※対象となる「団体」とは、法人格を有するもの（営利・非営利は問いません。）のほか法人格がない団体であっても、下記の例のように2人以上で構成され、定款・会則などが定められているものをいいます。  

法人格がない対象団体の例
--------------

  
ボランティアサークル、実行委員会、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、PTA 等
- (2) 上記(1)に掲げる個人、事業者、団体が複数で連携して取り組む組織のほか、本事業の目的等を踏まえ、実施主体として知事が適当と認めたもの

#### 6 応募条件

- (1) 個人の場合は、府内に在住又は勤務している18歳以上であること
- (2) 新規参加者ととともに、全体塾に参加すること（年3回程度、開催時期未定）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと
- (5) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと
- (6) 企画提案募集に係る公告の日から契約締結の日までの期間に、京都府の指名競争入札

において指名停止措置を受けていないこと

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと
- (9) 労働関係法令の違反により、労働行政機関から指導・勧告を受け、是正が図られていない者でないこと

## 7 応募手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2F  
京都府 文化生活部 男女共同参画課  
女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進係  
電話：075-692-3495 FAX：075-692-3497  
メールアドレス：danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

- (2) 募集要領等

募集要領、申請書等の様式は、京都府文化生活部男女共同参画課ホームページからダウンロードしてください。

- (3) 募集期間、応募書類の提出場所及び提出方法

- ア 募集期間

令和6年4月15日（月）から5月17日（金）午後5時まで<必着>

※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

- イ 提出場所

上記（1）に同じ

なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

- ウ 提出方法

以下の①②両方で御提出ください。

①持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送

②メール ([danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp) あて)

## 8 契約開始までのスケジュール

- 4月15日(月) 公募の開始
- 5月17日(金) 公募締切
- 6月中旬 採択・不採択通知
- 7月上旬 契約締結

## 9 応募書類

### (1) 提出書類

- ア 令和6年度女性活躍応援塾事業応募申請書(様式1)
- イ 事業実施計画書(様式2)
- ウ 経費見積書(任意様式) ※記入例あり  
※別紙2「対象経費」の区分毎の積算の根拠が分かるように記載してください。
- エ 応募者が法人の場合は、以下の書類を添付してください。
  - (ア) 法人登記簿謄本(1部) ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
  - (イ) 法人定款
- オ 応募者が任意の団体の場合は、以下の書類を添付してください。
  - (ア) 団体規約
  - (イ) 役員一覧
  - (ウ) 会員数が分かるもの

### (2) 提出された書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、本事業における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
- イ 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ウ 提出された応募書類は返却しません。
- エ 応募書類等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うこととします。

## 10 評価方法

### (1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

### (2) 評価方法

応募申請書について、評価基準に基づいて、有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価します。

### (3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、上記（２）の総合点が最も高い者から契約の相手方の候補者として選定します。
- イ 総合点の同じ者がいる場合は、「評価基準」中「公益性」の合計点が高い者を契約の相手方の候補者として選定します。

（４）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 事業費が１件あたりの事業費上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### **1.1 選定結果の通知**

候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を通知します。

※評価の点数及び選定・非選定の理由については非公表

### **1.2 契約手続**

- （１）契約交渉の相手方に選定された者と京都府の間とで、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結します。
- （２）契約額は、所要事業費に予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。
- （３）契約代金の支払については、委託事業完了後に受託者から業務完了報告書の提出を受け、精算払により支払います。ただし、委託先からの要請があった場合、その必要があると認める時は、委託料の９０％に相当する額の範囲内で前金払をするものとします。
- （４）契約交渉の相手方に選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。なお、この場合、次順位者を候補者とします。

### **1.3 完了報告**

受託者は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書を京都府に提出するものとし、業務完了報告書には次の内容を含むものとします。

（１）事業概要

年度、業務名、事業期間、業務完了年月日、事業概要、実施結果、事業に要した経費内訳等

（２）成果

- ア 新規参加者名簿
- イ 写真、新聞記事、チラシ等
- ウ 動画（必要に応じて）

エ その他（業務を実施したことによる効果を、簡潔に文章で記載してください。）

#### 1.4 その他

- (1) 応募申請書については、1者につき1提案に限ります。
- (2) 応募申請書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、府から指示があった場合を除きます。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (4) 業務に係るすべての成果品の著作権等の所有権は委託者に原則帰属するものとします。